

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度の概要

現在の日本の婚姻制度では、同性婚が認められていないため、同性同士のカップルは、「パートナーが病院に搬送されても病状を説明してもらえない」など、互いの関係性への理解が得られないことで、生活する上での制約や差別を受けるなど生きづらさを感じている場合があります。

また、このことは、異性同士のカップルでも様々な事情で婚姻に至らない関係にある方についても同様であり、自分らしく暮らせない一つの要因となっています。

そこで、市では、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例第6条第5号に規定する「多様な生き方を選択できる環境づくり」の一つとして、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度を開始し、多様な生き方を選択できる環境をつくりたいと考えています。

なお、この制度は、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。

届出の対象者

○成人に達している方

○次のいずれかに該当する方

- ・双方又は一方が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

○双方とも、現に婚姻していない方

○双方とも、パートナーシップの届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップがない方

○民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない者同士（同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている方同士を除く。）でないこと。

★ファミリーシップの届出をすることができる方

パートナーシップの届出をすることができる方又は当該届出が受理された方で、双方又は一方にファミリーシップを形成する子又は親がいる方

図) 民法の規定により婚姻できない続柄



